

監査公表第 6 号

監査結果に基づく措置について

令和 4 年 11 月 8 日付監査報告第 10 号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和 7 年 10 月 21 日

大牟田市監査委員	岡	田	和	彦
同	古	庄	和	秀

観 第 3 9 9 号
令和 7 年 9 月 3 0 日

大牟田市監査委員 岡田 和彦 殿
同 古庄 和秀 殿

大牟田市長 関 好 孝
(産業経済部)

行政監査の結果に基づく措置について

令和 4 年 11 月 8 日付、監査報告第 10 号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

(2) 補助金交付要綱の適正な運用について

(産業経済部観光おもてなし課)

令和 2 年度財政援助団体等監査において、観光おもてなし課に対し、補助対象経費を明確にするため、(一社)大牟田観光協会(以下「協会」という。)の各種事務処理の根拠となる規程等を整備し、規定等に沿った明確で適正な会計処理を行うよう、協会に対して強く指導を行うこと、並びに市の補助金に係る交付要綱においても対象経費についての規定がなかったために、協会の支出等が不明確な状況であったことから、交付要綱の整備を図るよう指導していた。両件ともに、令和 3 年度に整備し、運用を行っている旨、令和 4 年 5 月 25 日付で報告されていた。

しかしながら、今回の監査でも、不明確な経費区分、経費執行の根拠不明など適正な会計処理がなされていなかった。観光おもてなし課も交付要綱を改正したにも関わらず、対象経費が明確に区分されておらず、その改正が不十分であったと考えられる。補助事業者が適正な事業執行が可能となるよう、改めて、補助対象経費等を明確にしたうえで、補助事業者の指導に当たられたい。

【措置の状況】

(2) 補助金交付要綱の適正な運用について

(産業経済部観光おもてなし課)

補助事業者において、適正な会計処理がなされていなかった点につきましては、補助対象経費等を明確にし、適正な会計処理が行えるよう指導を徹底してまいります。